

新城図書館郵送貸出サービスについて

新城図書館では、障がい等により図書館への来館が困難な方に図書館の資料を利用していただけよう、図書および視聴覚資料の無料郵送貸出サービスを行っています。



対象者

サービス対象の方は、新城市内在住でかつ、以下①～③のいずれかに該当される方です。

- ①身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方
- ②療育手帳A判定をお持ちの方
- ③その他、新城図書館長が特に必要と認められた方

登録方法

図書館の窓口又は郵送・FAX・メールで「郵送貸出サービス利用登録申請書」を提出してください。
代理の方の申し込みも可能です。

◆申し込みに必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は手帳の写し
- ※貸出カードがない方は、貸出券交付申請書も同時にご提出ください。

貸出方法

登録後、借りたい資料の「書名・著者名・出版社」等をわかる範囲で窓口又は郵送、電話、FAX、メールでお知らせください。
窓口や電話での申し込みの際は、最初に郵送貸出依頼であることをお知らせください。

貸出点数

図書（受入れ6ヵ月以内の新着本、特集本、高価本や禁帯本は対象外です）、雑誌合わせて8点、点字図書、視聴覚資料（CD、カセット）合わせて8点の合計16点まで
※資料全体の大きさや重さが郵送可能範囲を超える場合は、貸出できないことがあります。

返却方法

送られた貸出袋に入れて、1ヵ月以内（郵送期間を含む）に次の方法で返却してください。

- ・図書館から指示された方法（ゆうメールによる郵送返却）
- ・直接カウンター又はブックポストへ返却（新城図書館設置のブックポストは閉館時のみ利用可）

問合せ先

教育部生涯共育課 新城図書館
電 話 0536-23-2333
F A X 0536-24-3415
Eメール toshokan@city.shinshiro.lg.jp